

日総第103001号

平成26年10月30日

総務政策主監
教育次長
議会事務局長
各所属長

} 様

日野町副町長 平尾 義明

平成27年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第7条の規定に基づき、別紙「平成27年度予算編成方針」により平成27年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。

平成27年度予算編成方針

1 国内経済の動向について

内閣府が発表した10月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、このところ弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」としている。

また、国の政策の基本的態度として、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、持続的成長の実現に全力で取り組むとしており、6月24日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2014」に基づき経済財政運営を進めるとともに、「『日本再興戦略』改訂2014」を着実に実行する。また、産業競争力会議や、政労使会議での議論などを通じ、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげることにより、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現する、としている。

平成27年度においては、これらの経済財政運営の動向とともに、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（平成24年法律第68号）」（いわゆる「税制抜本改革法」）の規定に基づき、平成26年中に判断されるとされている「消費税率の10%への引上げ決定」や、子ども・子育て支援新制度の導入をはじめとする「社会保障制度の改革」の影響など、その動きを注視し、適時適切に対応する必要がある。

2 地方財政を取り巻く環境について

次年度の地方の一般財源総額は、総務省の「平成27年度の地方財政収支の仮試算」によると、先の中期財政計画および概算要求基準に基調をあわせ、平成26年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

具体的には、地方の歳入は、地方税で39兆9,000億円と5.7%の増収が見込まれていますが、地方交付税は9,000億円減の16兆円と5.0%の減となっています。

増収とされている地方税は、8月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」による名目成長率によって試算されているものであり、実際の税収は経済情勢によって左右されることから、試算どおりに地方税が伸張する保証はありません。ただし、地方交付税は、税収の増に合わせて減額されます。地方交付税総額の減により、当町への影響額は約1億円と見込まれることか

ら、引き続き予断を許さぬ状況が続いています。

一方、地方の歳出の総額は昨年比1.7%増の84兆8,000億円、うち一般行政経費は社会保障費の地方負担増等を見込んで2.9%増の34兆2,000億円、一般歳出の計は1.7%増の68兆9,000億円となっています。

結果として、地方の一般財源が平成26年度とほぼ同水準に据え置かれていることから、次年度の地方の行政需要の増は、本年度とほぼ同水準の一般財源で対応しなければならないこととなります。

滋賀県は、平成23年3月に「滋賀県行財政改革方針」を策定され、財政改革に取り組まれています。「滋賀県行財政改革方針」では、国、県、市町との役割分担を踏まえた改革として、市町への権限移譲が示されています。権限移譲には、特例条例による財源措置も含めた新たな移譲計画を策定して進めるとし、財源措置を含めるとしています。

県財政も逼迫していることから、権限移譲については、町財政への影響を注視し、必要な場合は町村会等を通じて適宜県に対して財源措置等の要望を行う必要があります。

3 当町の財政状況と収支見通しについて

平成25年度決算では、町税が33億1,398万円、対前年比8,788万2千円（2.7%）の増となりました。内訳として、固定資産税が前年度比2,110万円（7.1%）の増、法人町民税で5,661万円の増となっています。法人に関する税収は少し回復しましたが、個人における税収は減じていることから、家計における景気回復には実感がない状況です。また、税収は景気変動による影響に左右されやすく、不安定な状況が今後も続くことが見込まれます。

地方交付税は、平成25年度決算で16億4,610万8千円と前年度比7,554万円（4.8%）増となっています。これは基準財政収入額における市町村民税法人税割の推計値が大幅に減じたことが要因であり、算定基準の改正や景気動向により大きく変動するものです。

歳出では、民生費が増加傾向にあります。また、介護保険特別会計などの社会保障関係の特別会計への繰出金も増加しており、高齢化が進む現状では社会保障関係経費の増は避けられません。

財政の弾力性を示す経常収支比率は84.5%となり、前年度（88.7%）と比較して4.2ポイント改善していますが、元利償還金等の経常経費の増加により、今後の推移に予断を許さない状況にあります。

本年度の財政状況は、普通地方交付税が約9,477万円減の13億5,140万円となり、町税は32億7,000万円程度に留まる見込みです。本年度は、経済対策に対応して平成25年度に国から交付を受

けた臨時交付金を財源とし、これまで予算の制約により実施できていなかった事業に一定取り組むことができました。しかしながら、台風災害復旧等にも大きな支出が生じており、財源不足により取崩すこととしている財政調整基金を年度内に繰戻せる見通しがたたない状況です。

平成27年度予算の見通しは、歳入において、町税の増収が引き続き困難であり、地方交付税も総務省の仮試算では微減となっていること、他の県税交付金等は減少が続いていることから、大幅な改善は期待できません。また、歳出では、先に各課の平成27年度以降の予算見込を調査したところ、扶助費をはじめ社会保障関係経費や一部事務組合負担金の増が見込まれるうえ、学童保育所「太陽の子」増築工事に伴う単独事業費等の大規模工事に係る増額要因も多く、必要とされる財源は大幅に増加すると見込んでいます。

平成27年度予算にあつては、上記の財源不足に対応するため、財政調整基金の取り崩しを視野に入れなければ当初予算を編成できず、厳しい状況を予測しています。

このため、歳入では、町税や負担金等の徴収率の向上、消費税引き上げ等に伴う各種料金の見直し、国・県支出金やその他特定財源の積極的な確保を図るなど、実現可能なものは早期に着手し、あらゆる創意工夫により財源創出に努めなければなりません。また、歳出においても、これまでの「集中改革プラン」による成果を生かしつつ、既存事業の整理、統合を進め、徹底した経費の削減を図らねばなりません。

4 財政健全化に向けた取組について

(1) 実質公債費比率について

当町では、平成18年度決算による実質公債費比率が18.0%を超えたため、公債費負担適正化計画を策定し、計画最終年度である平成25年度まで、計画に基づき財政健全化への努力を続けてきました。平成25年度決算における当該比率は、8.6%（昨年度10.8%）となりましたが、今後は公債費の元利償還の増加により、上昇していくことが懸念されます。町債の繰上償還や基金の積み立てを実施し、将来負担の軽減に努めます。

(2) 将来負担比率について

平成19年6月24日に公布された「地方公共団体の財政健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づく、平成25年度決算に基づく健全化判断比率4指標のうち、将来負担比率は、これまで町債残高や債務負担行為残高の圧縮に努めつつ、基金の新規積立などの財政健全化に努めた結果、59.2%（昨年度74.1%）に改善しました。しかしながら、全国市区町村平均や県内市町平均を上回っているため、引き続き、町債の発行を可能な限り抑制するとともに、やむを得ず借入れを

する場合でも交付税措置のあるものを活用するようにします。

（３）公会計の整備促進について

平成21年度から、平成20年度決算に基づく連結財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計画書および純資産変動計算書）を作成し、公開しました。これは、発生主義および複式簿記の考え方の導入を図った新たな会計書類を整備することにより、総合的な財務情報を把握し、町の財政構造を収支勘定と資産の両面から分析するものです。

平成27年度も、引き続き財務書類から得られる情報をもとに、資産、債務情報を分析し、効率的な財政運営に活用するように努めます。

５ 重点施策への対応について

第5次日野町総合計画の体系に基づき、住民生活に大きな影響のあるものや、真に町の発展につながる施策や事業を重点施策として優先的に実施し、限られた財源の中で効率的な予算配分を行います。

（１）子育て支援や健康増進など福祉が充実するまちづくり

- ・子ども子育て支援計画の推進
- ・障がいのある方や高齢者などへの暮らしの支援と基盤整備
- ・福祉医療助成事業の充実の検討

（２）歴史・文化をまもり、人と人・人と地域の新しいつながりを育むまちづくり

- ・学校、家庭、地域が連携した青少年育成の取り組み
- ・歴史資産や貴重な資料の保存活用の取り組み
- ・社会教育事業や学校の事業と図書館その他教育施設との連携にむけた取り組み

（３）農林業および商工業の振興、観光の推進で未来につなぐまちづくり

- ・日野菜、日野米などの振興や地産地消への取り組み
- ・住宅リフォーム制度の継続、空き家の活用などの定住促進にむけた取り組み
- ・体験型教育旅行の推進による地域経済の活性化にむけた取り組み

（４）生活基盤の充実と災害に強い安心安全なまちづくり

- ・身近な道路整備やインフラの長寿命化への取り組み
- ・省エネルギー、再生可能エネルギーの利用促進の取り組み
- ・安心、安全な暮らしのための体制・仕組みづくりの取り組み

6 予算編成の基本方針について

以上の認識のもと、平成27年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとしますので、十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いします。

- (1) 各課とも、自らの政策判断と責任によって事業の必要性・効率性を判断し、既存の事業であって、住民生活への影響を考慮しつつ、大胆な見直しを実施すること。

また、各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ関係課で十分な調整と役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。

- (2) 全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業も含めて、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直すこと。また、事業の委託先や実施主体の固定化、補助金や助成金の制度が硬直化していないかなど十分に検討すること。

- (3) 新規事業は、先に掲げた重点化事業、第5次日野町総合計画に沿った事業とすること。

新規事業の創出や既存事業の拡大は、目標や終期など設定し、既存事業の廃止・縮小を行った上で要求すること。

- (4) 予算の積算にあっては、前年度の支出実績によるものではなく、過去の決算状況も検証し、単価や数量などを細部にわたり調査すること。特に、前年度に予算流用を行ったもの、執行率が低いものは内容を精査し、真に必要な額を積算すること。

- (5) 国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、安易に一般財源に振り替えず、町にあっても制度そのものを見直すこと。

なお、財源として見込めるものは積極的に活用すること。

- (6) 歳入にあっては、過去の実績や今後の見通しを分析し、的確な額を見込むこと、使用料や負担金等は、受益に見合った負担となるよう料金設定等を再検討すること。

- (7) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（地方交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。

- (8) 当初予算は、通年予算として位置づけることから、もれなく年間所要額を的確に見積もること。補正を前提としたもの、事業内容があいまいなものは見積もらない。

やむを得ず補正予算を行うにあっては、以下のもののみ対象とすること。

ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの

イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの

ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算や事業の進捗状況に伴う精算に係るもの

エ 給与関係経費に係るもの